

議決権行使に係る基本方針

当社は、お客様からお預かりした資金を運用し、その利益向上を目指す運用会社としての受託者責任を負っています。その受託者責任の一環として、当社では、投資先企業における株主の利益を高め、「お客様（受益者）の利益」を図ることを目的として、議決権行使を行うことを基本とし、その基本方針を以下のとおり定めています。

当社では、株主議決権を「株主が持つ重要な権利」であると位置付け、株主議決権が適切にかつタイムリーに行使されるべく、十分な配慮を持って行使しています。株主議決権の行使は、投資先企業に対する株主としての理念を示し、投資先企業における株主価値を高めるための一つの手段であると考え、コーポレートガバナンスの重要性を認識して各議案に対して適切に行使しています。

1. 議決権行使にあたっての基本姿勢

当社は議決権行使にあたり、次に掲げる基本姿勢に従うことにより、適切な議決権行使を確保します。

- 議決権等行使指図は、お客様の利益を図るためにのみこれを行うものとし、自己又はお客様以外の第三者の利益を図る目的で指図を行わない。また、系列もしくは取引関係等を理由に議決権行使の判断を歪めてはならない。
- 「お客様（受益者）の利益」とは、投資によって得られる収益や企業価値（株式価値）の増大、またはその価値の毀損防止を意味するものとする。
- 当社は、合理的なスクリーニング基準の策定や外部助言機関の活用などにより、客観的かつ合理的な議決権行使を行うことに努める。また、議決権等行使指図は、議案に賛成、反対、棄権、白紙委任のうちいずれかを選択し行うものとする。
- 議決権行使の基準日以降、株式を全て売却した場合においても、議決権行使指図を行うものとする。
- 当社が外部（当社グループ会社を含む。）に運用を再委託している投資一任契約及び

投資信託については、再委託先が自ら定める基準に基づき議決権行使を行う。

- お客様から議決権等行使指図の方針が提示された場合は、当社のガイドライン等をお客様に提示し、お客様との間で主体的、合理的な調整を行う。

- お客様に議決権行使の指図権が一部留保され、お客様から具体的な議決権行使の指図が提示された場合において、原則としてそれに従うものとする。但し、当該指図が明らかに非合理的であると判断された場合には、運用会社としての受託者責任においてその旨お客様に対して意見を伝えるものとする。

2. 議決権行使の集計結果の公表

当社は、原則として、議決権行使の結果を集計し、その集計結果を公表します。

3. 議決権行使に係る体制

当社における議決権行使に係る意思決定は、「コーポレート・ガバナンス・コミッティー」(以下、「委員会」と言います。)がこれを行います。この委員会は、最高投資責任者、ポートフォリオ・マネージャー、コンプライアンス及びミドル・オフィスの関係者で構成され、議決権行使にかかる意思決定の必要に応じて、隨時開催されます。

4. 議決権行使に係るガイドライン

本委員会は、以下のようなケースにおいて、議案を精査し、外部専門機関の議決権行使に係る意見書・助言を参考としながら、意思決定を行います。

- 法令違反や反社会的行為が認められる場合
- その他、明らかに株主の利益を損なうと考えられる場合

また、それ以外の議案については、原則として、委員会において予め定める「議決権行使に係る具体的指針」に基づき、その意思決定がなされます。

「議決権行使に係る具体的指針」に設定されていない議案については、その意思決定において外部専門機関の助言を参考としながら、「お客様（受益者）の利益」を最優先し意思決定を行うものとします。

5. 意思決定プロセス

当社では、議決権行使を適切かつ効率的に行使する上で、議案を特に精査する必要が

ある対象企業を事前に抽出するために、スクリーニング基準を設けています。このスクリーニング基準により抽出された企業の各議案について本委員会で精査し、議決権行使に係る具体的指針、及び、外部専門機関の助言を参考として、最終的な意思決定を行います。

それ以外の議案については、原則として、本委員会において予め定める「議決権行使に係る具体的指針」に基づきその意思決定がなされます。

6. スクリーニング基準

スクリーニング基準は、以下のとおりとします。

- 法令違反や反社会的行為が認められる企業、及び、行政処分等を受けた企業
- 総会開催前に一般に広くその賛否について議論されている議案（合併・買収、営業譲渡・譲受、定款変更など）

7. 議決権行使に係る具体的指針

当社「議決権行使に係る具体的指針」は別紙のとおりです

議決権行使に係る具体的指針

1. 剰余金の処分案（損失処理案）

剰余金の処分案については、将来の事業計画（設備投資等）、役員賞与、配当などの利益配分を考慮し、原則として、賛成する。但し、既に厚い自己資本を有しているにもかかわらず適切な事業計画もなく、内部留保を積み増している場合は、反対する。

純損失を計上しているにもかかわらず配当金支払いを維持するために準備金を取り崩す会社の場合は、その準備金取崩しが当該会社の中長期的な財務の健全性に恐れがないと判断されるときには、その提案に賛成する。

2. 役員の選任・再任

（1）取締役の選任・再任

取締役の選任については、次の場合を除き、賛成する。

- 在任期間中に企業収益が芳しくないなど株主価値の毀損が明らかな場合
具体的には同業種の会社の業績や株価に関わる指標等について比較するなどして判断する。監査報告書が重要なチェックポイントとなる。
- 会社における法令違反等に直接的に関与している疑いがある場合
- 候補者が個人的に法律違反や不正行為等に関与している疑いがある場合
- 会社ぐるみの法律違反や不正行為等に関与している疑いがある場合
- 前年度の取締役会への出席率が75%を下回る場合、出席率の悪さに対する正当な理由を開示できない場合
- 環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する事項について適切に管理されていない疑いがある場合

また、ポイズンピルや敵対的買収防止策を実行する際に、株主に決議する機会を与えることなく、取締役会決議のみに基づいてそれらを発動する会社の代表取締役の再任については「不信任」とする。

委員会設置会社における取締役の選任・再任に関しては上記の事項のほか、その職務遂行にあたっては「利害関係のない独立性」が重要との観点から、取締役の選任・再任にあたっては、その候補者の「独立性」がないと判断される場合は「反対」とする。

(2) 社外取締役の選任

社外取締役の選任については、当該会社と利害関係を有し独立した立場でない場合を除き、賛成する。

(3) 監査役の選任

監査役の選任については、次の場合を除き、賛成する。

- 在任期間中に法令違反等の不祥事が発生し経営上重大な影響が出ているにもかかわらず、再任候補者となっている場合
- 当該会社の主要取引銀行、もしくは、関係会社の役員であった者が候補者となっている場合
- 監査役の独立性が確保されていない場合

(4) 補欠監査役の選任

補欠監査役の選任は、監査役の選任に準じる。

(5) 社外監査役の選任

社外監査役の選任については、次の場合を除き、賛成する。

- 社外監査役の独立性が確保されていない場合

3. 取締役及び監査役の報酬

日本では個人の報酬の開示例が少ないが、一般的に適度であると考えるため取締役、及び、監査役の報酬支払いは次の場合を除き、原則として賛成する。しかしながら、報酬の増加については会社の弁明理由を確認し、年間の増加率を計算して、会社の収益の増加とインフレ率を反映したものであるかを検証する。

- 赤字会社や不祥事を起こしている会社の場合

4. 役員退職慰労金

(1) 退任取締役及び監査役に対する退職慰労金の廃止

退任取締役及び監査役に対する退職慰労金の廃止については賛成する。

(2) 退任取締役に対する退職慰労金贈呈

退任取締役に対する退職慰労金贈呈については、次の場合を除き、賛成する。

- 社外取締役へ支給する場合
- 少なくとも3年以上従業員として当該会社に従事していない取締役へ支給する場合

(3) 退任監査役に対する退職慰労金贈呈

退任監査役に対する退職慰労金贈呈については、次の場合を除き、賛成する。

- 社外監査役へ支給する場合

(4) 死亡した取締役及び監査役の家族に対する見舞金贈呈

死亡した取締役及び監査役の家族に対する見舞金贈呈については、次の場合を除き、賛成する。

- 死亡した取締役及び監査役が社外取締役・社外監査役であった場合
- 生前に当該会社の取締役及び監査役としての従事が3年未満である場合

(5) ストックオプション（新株予約権）の付与

ストックオプションの付与については、次の場合を除き、賛成する。

- 第三者（従業員を除く）にストックオプションを付与する場合
- 株式価値の大幅な希薄化の恐れがある場合（成長企業の場合は発行済株式総数の10%を超える場合、成熟企業の場合は発行済株式総数の5%を超える場合）
- 行使価格が市場価格と比較して低く設定している場合

また、行使価格が1円程度に設定され、かつ、退職まで権利行使ができないとするストックオプションの付与については、その権利行使が退職前に行なうことができる条件となっていない限り、希薄化の恐れが少ないとから、原則として、賛成する。

5. 第三者割当増資（私募）

第三者割当増資（私募）については、著しく財務内容が悪化した企業が事業再編の一環として行い、会社の健全な財務状況への回復に必要と考えられる場合は、賛成する。但し、次に掲げる場合を除く。

- 発行価格が適正でない場合
- 調達した資金の使途に関する説明がない場合
- 私募増資の必要性の理由が説明されていない場合
- 特定の株主が市場価格よりも安い価格で企業の支配権を取得する場合
- 一般株主に不利益をもたらすと判断される場合

6. 監査法人の選任

監査法人の任命及び再任については、綿密でかつ厳しい監査を行なうことができないと思われる根拠がある場合を除いて、原則として賛成する。

7. 自己株式取得

自己株式取得が発行済株式の 10%以内とする場合には、次の場合を除き、賛成する。

- 自己株式取得によって、事業に必要な投資ができなくなる怖れがある場合
- 自己株式取得による浮動株の減少が既存株式の流動性を大きく低下させる怖れがある場合
- 自己株式取得により実質的株式保有者の保有率を上昇させることになり、ひいては、その実質的株式保有者の支配力を高める可能性がある場合
- 内部の株式保有者に報酬を与える目的において、自己株式取得が市場価格より有利な価格で行われる場合
- 財務健全性への脅威となる場合
- 残りの株主の流動性に悪影響を与える場合

8. 合併・買収に関する事項（合併契約書の承認等）

会社の合併・買収については、次の場合を除き、賛成する。

- 当該合併・買収が株主価値を毀損するものであることが明らかな場合
- 会社が議決権行使に係る意思決定を行うまでの情報開示を十分にしない場合（この場合は棄権とする）
- 合併・買収以外にほかに優れた選択肢があると判断した場合
- 単独の株主が利益を得る場合
- 株主が公正な取扱を受けると判断できる情報が得られない場合
- 合併・買収の条件が不公平な場合や提示された合併・買収による利益の達成が現

実的に難しいと判断する場合の「防衛的合併」

9. 営業譲渡・営業譲受に関する事項

会社の合併・買収については、次の場合を除き、賛成する。

- 当該営業譲渡・営業譲受が株主価値を毀損するものであることが明らかな場合
- 会社が議決権行使に係る意思決定を行う上での情報開示を十分にしない場合

10. 持株会社の設立

- 持株会社の設立は、原則として、合併・買収と同じ基準とする。

11. 会社分割に係る事項

会社分割については、次の場合を除き、賛成する。

- 当該会社分割が株主価値を毀損するものであることが明らかな場合
- 会社が議決権行使に係る意思決定を行う上での情報開示を十分にしない場合

12. 定款の変更

(1) 授権資本の増加

当該会社が過去に発行権限を乱用していない限り、授権資本の一般的な増加については、次の場合に賛成する。

- 授権資本枠を 100%まで拡大し、かつ、その授権資本枠の最低 3 割が発行株式になる場合。

(2) 商号変更

商号変更については、賛成する。

(3) 本店所在地変更

本店所在地変更については、賛成する。

(4) 事業目的の変更

事業目的の変更は、次の場合を除き、賛成する。

- 企業戦略について納得のいく説明ができないにもかかわらず企業が自社の中核事業に関係のないリスクの高い分野への事業拡大を提案する場合

(5) 決算期の変更

決算期の変更については、賛成する。

(6) 種類株式

種類株式発行に係る定款変更は、合理的、かつ、具体的な理由が示されていない場合を除き、賛成する。

但し、黄金株に係る規定なしに既に黄金株式を発行している会社において、その黄金株式の発行に係る権限を持たせる変更には、既存株主の利益が不明確であるため、反対する。

(7) 最低株式取引単位の変更

最低株式取引単位の変更については、賛成する。

(8) 取締役会の裁量による自社株買戻しの承認

自己株式取得に係る権限を取締役会に委譲する議案については、以下のように株主利益となると判断される場合は、原則として、賛成する。

- クリーピング買収または流動性逼迫の可能性がほとんどない場合
- 企業の株式が簿価を下回る価格で取引されている場合
- 株価が過小評価となっている場合
- 当該変更が明らかに株主の利益となる他の変更と一体となっている場合

(9) 委員会設置会社への移行

委員会等設置会社への移行に係る議案については、当該会社の社外取締役候補の経歴を精査し、独立性に欠ける候補がいない場合は反対する。

(10) 取締役・監査役の定員

取締役・監査役の定員の増加については、業務拡大に伴う必要数の確保である場合は、

賛成する。また、定員の削減については、賛成する。

(1 1) 取締役の任期

取締役・監査役の任期の短縮については、賛成する。また、任期延長については反対する。

(1 2) 取締役会の期差制の導入

取締役会の期差制の導入は反対する。

(1 3) 議決権基準日の変更を取締役会に一任する案

議決権基準日の変更を取締役会にその権限を委ねる議案については、反対する。

(1 4) 取締役・監査役の責任減免

取締役・監査役の責任減免については、原則として、賛成する。

(1 5) 監査法人の責任限定

監査法人の責任の限定については、原則として、反対する。

(1 6) 単元未満株式保有の禁止

単元未満株式保有の禁止に係る変更は、賛成する。

(1 7) 取締役会での利益処分に関する決議

利益処分にかかる決議を取締役会に委譲するとする変更は、株主の利益処分に関する議決権の喪失の上に成り立っていることから鑑み、株主利益にならないと判断し、反対する。

(1 8) 取締役解任決議方法の変更

取締役の解任決議の条件の厳格化（株主総会における普通決議から特別決議への変更）に係る変更は、反対する。

(1 9) 証券保管振替制度に係る変更

会社法は株券不発行を原則としており、将来にむけて上場会社には証券保管振替制度

の導入を義務付けられている。したがって、これらについては賛成する。

(20) 特別取締役の選任

会社の重要財産の取得・処分に関する意思決定を行なう権限を持つ特別取締役の選任、及び、このような制度への移行に関する提案について、原則として、反対する。

(21) 取締役の権限の明確化

代表取締役等に事故ある場合における取締役会及び株主総会の招集権限については、原則として、賛成する。

(22) 株主権行使に係る規則を定める権限の取締役会への付与：

株主権行使に係る規則を定める権限の取締役会への付与は、正当な株主提案を妨げる可能性があるため、原則として、反対する。

13. ポイズンピルや各種の買収防衛策の導入

ポイズンピルに係る議案については、ポイズンピルそのものの特色（発動条件やサンセット条項の有無等）を精査するだけではなく、株価の推移、株主構成、取締役会の構成、株主価値向上のための計画など、当該会社を取り巻く環境を考慮し、外部専門機関の助言を参考しながら、意思決定を行う。但し、少なくとも次の条件を充たすものとする。

- ポイズンピルは3年以下の継続期間であること。
- ポイズンピルの発動基準は、買収しようとする者が発行株式の少なくとも20%を取得した時点であること。
- 会社がこれ以外の買収防衛策を持っていないこと。
- 会社は買収提案された場合、それを評価する委員会を設置すること。また、そのメンバーは会社と利害関係がない独立性がある者であること。
- 少なくとも、取締役総数の20%、もしくは、2名以上が、会社と利害関係がない独立性がある者であること。
- 取締役は1年ごとに再任されていること。
- 会社は株主総会の少なくとも3週間前にその内容を発表すること。

14. 株主提案議案

株主提案議案については、個別対応とし、外部専門機関の助言を参考としながら、既存株主（受益者）の利益を最優先に考慮し、意思決定を行う。

15. 利益相反

日本国内において関係会社である上場会社が存在しないため、運用対象となる会社はない。また、取引相手となる証券会社にも関係会社はない。

以上